

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

2019年1月18日

当社は「企業理念」及び「社是」を実現する重要な機能としてコーポレート・ガバナンスを位置付け、コンプライアンスの確保、適切なリスク管理、適時情報開示による経営内容の透明性の確保をベースとした効果的かつ効率的な経営を目指しております。

その中で、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレートガバナンス・コードの基本五原則を実施するとともに、当社の取り組み状況について以下のとおりお知らせいたします。

※上場規則により1部・2部上場企業に開示が求められている11原則に準拠して、当社の実施状況または実施しない原則の説明について、情報開示いたします。

記

【原則1－4．政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、原則として、投資目的以外の目的、いわゆる政策保有株式を保有しないことを方針としており、2018年度現在、政策保有株式は保有していません。

なお、有価証券の取得についてはその保有目的に関わらず、取締役会の要決議事項または稟議事項としており、保有のねらい・合理性について説明を行う仕組みとしています。

【原則1－7．関連当事者間の取引】

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起するこ

とのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、役員及びその近親者が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での要決議事項となっております。また、当社及び子会社の役員と関連当事者との取引の有無については、毎期確認のアンケートを実施しており、取締役、監査役などの当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止する体制を整えています。なお、関連当事者との取引条件及び取引条件の決定方法等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

（株主総会招集通知：http://www.yamano-hd.com/ir-info/general_meeting/）

（有価証券報告書：<http://www.yamano-hd.com/ir-info/securities/>）

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用期間に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用にあたる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、従業員に対する福利厚生の一環として確定拠出年金制度を導入しており、アセットオーナーとして企業年金の積立等の運用には関与しておりませんが、従業員に対しては資産運用に関する教育・研修を実施しています。

【原則3－1．情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

（i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

（ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考

え方と基本方針

- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、企業理念や経営戦略、経営計画について、当社ホームページや決算説明資料にて開示しております。

- (i) 企業理念や経営戦略、経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料にて開示しています。
- (ii) コーポレートガバナンスの基本方針は、当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書にて開示しています。
- (iii) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
- (iv) 社外取締役及び社外監査役の選任方針については、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。
- (v) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しています。

(決算説明資料：<http://www.yamano-hd.com/ir-info/presentation/>)

(有価証券報告書：<http://www.yamano-hd.com/ir-info/securities/>)

(株主総会招集通知：http://www.yamano-hd.com/ir-info/general_meeting/)

【補充原則 4 - 1 ① 取締役会の決議事項と委任の範囲】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、全般的業務執行方針の立案機関としての経営会議、各事業部の最高執行責任者・執行役員によるトレース会議を設け、経営の意思決定と業務執行分離の確立を図っています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」ならびに「役員規程」当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営会議は、当社の全般的業務執行について方針並びに計画案の検討、その他重要事項の内容についての検証や調整等を行う機関としています。

トレース会議は、取締役、監査役及び各事業部の執行責任者並びに取締役会が指名した執行役員で構成され、取締役会で決定された方針について、その具体的な課題・問題について協議・対応を行い、機動的に執行される仕組みとしています。

執行役員は、各事業部内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

【原則 4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、独立社外取締役を選任するための独立性については、東京証券取引所の上場規定が定める独立役員要件及び会社法に定める社外取締役の要件に準拠しており、当社としての特段の定めは設けていませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しています。

【補充原則 4 - 1 1 ① 取締役会全体のバランス・多様性】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社の取締役会は、取締役が7名、監査役は3名で構成し、社外取締役が2名、社外監査役が2名で構成されています。

また、社外役員には弁護士、公認会計士、企業経営の経験者等、高い専門性や豊富なビジネス経験を有する人材を選任し、知識・経験のバランスに配慮しています。

【補充原則 4 - 1 1 ② 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

当社の社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員等を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

(株主総会招集通知：http://www.yamano-hd.com/ir-info/general_meeting/)

(有価証券報告書：<http://www.yamano-hd.com/ir-info/securities/>)

【補充原則 4 - 1 1 ③ 取締役会評価の結果の概要】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社の取締役会は、取締役会が果たすべき役割について「取締役会規程」を定めて、経営の意思決定機能ならびに業務執行の監督機能を適切に機能させていますが、2018年度においては、取締役会評価は実施していません。

今後、取締役会の果たすべき役割について改めて整理するとともに、取締役会評価の実施とその開示を検討課題としてまいります。

【補充原則 4 - 1 4 ② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社では、取締役、監査役及び執行役員に対しては、必要な知識の習得や適切な情報の収集等を目的として、外部セミナー及び外部団体への加入を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役及び執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

(原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針)

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、株主との対話（面談）の対応は、経営企画本部のIR担当者にて行っています。

また、株主の希望や株主の所有株式数に応じて、社長や取締役が面談に対応しています。

また当社は、経営企画本部にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期ごとに決算説明会を開催し、社長が説明を行っています。

IR活動により株主・投資家から頂いた意見・要望については経営会議または取締役会において報告され、情報の共有を図っています。

以上
(最終更新日 : 2019年1月18日)